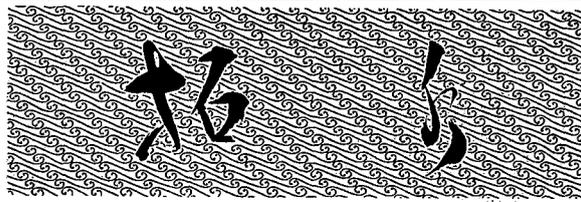


(会員の購読料は指導事業経費より支払われています)

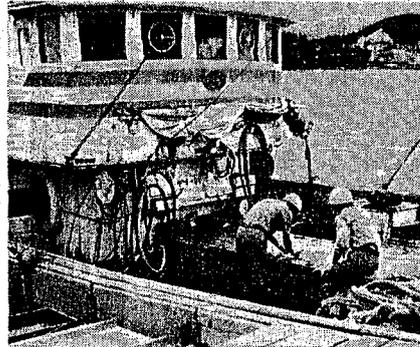
発行所 兵庫県漁業協同組合連合会 兵庫県水産改良普及協会 神戸市兵庫区中の島2の201 TEL: 681-6954~7 発行人 兵庫県漁業協同組合連合会

合成洗剤を追放しよう!!

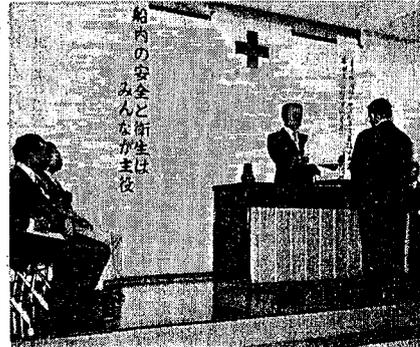
生命のふるさと 海を守るために



本年は特に過去における災害多発の事情を考慮して神戸海運局船員部長中島光雄氏による講演会を九月十一日に香住町海協において開催し船主・家族・乗組員・関係者等約七〇名が聴講災害



訪船指導中の労務官



表彰を受ける柴山港漁協関係者

訪船指導の結果は次のとおりである。1、広報活動(ポスター、標語、テレビ、新聞等の配付) 2、保険員、検知器具、膨脹式救命いかた等の展示会及び実演。3、船員災害防止大会及び第二十五回船員労働安全衛生月間開始式の開催 4、講演会等の開催

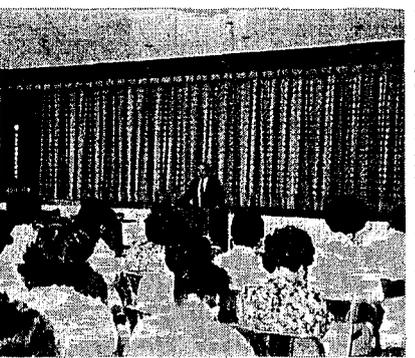
去る九月一日より一月間運輸労働省社会保険庁、水産庁主催により第二十五回船員労働安全衛生月間が実施された。神戸海運局管内においても関係行政機関、海運関係会社、団体、水産団体等もこれに協力、活発な運動を行い、各層の行事を展開無事終了を見た。当会においても積極的にこれに協力特に対船における安全衛生に対する理解を深めるため訪船指導により各乗組員に対しての周知を行った。又指導結果について船船所有者に通報、施設の改善を促し、安全操業のため協力を求めた。

去る九月一日より一月間運輸労働省社会保険庁、水産庁主催により第二十五回船員労働安全衛生月間が実施された。神戸海運局管内においても関係行政機関、海運関係会社、団体、水産団体等もこれに協力、活発な運動を行い、各層の行事を展開無事終了を見た。当会においても積極的にこれに協力特に対船における安全衛生に対する理解を深めるため訪船指導により各乗組員に対しての周知を行った。又指導結果について船船所有者に通報、施設の改善を促し、安全操業のため協力を求めた。

冬期海難の即応体制等 第八管区海上保安本部 冬期海難の多発が予想される十月一日から翌年二月末まで種別周知通達を常時一時的に監視船のパトロールさせ、出漁船の海難救助と海難防止指導に当たられることとなる。海難防止上の一助となるよう次の事項の励行について協力をお願いしております。

安全衛生功労者表彰制度創設 津居山港・柴山港漁協関係者初の受賞に輝く

去る九月一日より一月間運輸労働省社会保険庁、水産庁主催により第二十五回船員労働安全衛生月間が実施された。神戸海運局管内においても関係行政機関、海運関係会社、団体、水産団体等もこれに協力、活発な運動を行い、各層の行事を展開無事終了を見た。当会においても積極的にこれに協力特に対船における安全衛生に対する理解を深めるため訪船指導により各乗組員に対しての周知を行った。又指導結果について船船所有者に通報、施設の改善を促し、安全操業のため協力を求めた。



講演中の中島船員部長

去る九月一日より一月間運輸労働省社会保険庁、水産庁主催により第二十五回船員労働安全衛生月間が実施された。神戸海運局管内においても関係行政機関、海運関係会社、団体、水産団体等もこれに協力、活発な運動を行い、各層の行事を展開無事終了を見た。当会においても積極的にこれに協力特に対船における安全衛生に対する理解を深めるため訪船指導により各乗組員に対しての周知を行った。又指導結果について船船所有者に通報、施設の改善を促し、安全操業のため協力を求めた。

大きな合図と確かな応答 災害防止の第一歩 第二十五回船員労働安全衛生月間終了

全国海難防止 強調運動 海上保安庁 11月21日~30日 スローガン 「怠るな気象チェックと荒天準備」 重点指導事項 ① 海上交通関係法令等の周知徹底 ② 冬季荒天対策の強化 ③ 自動操舵装置の適正使用の指導

青春の航跡

洋上大学に参加して

洋上大学のテーマ「こころをひらき」をひきかして八月十九日正午、私塾第二回近畿青年洋上大学一行五〇〇名は、盛大な見送りを受け、大阪南港を後に期待と不安をいだかせながら海を向って中国へと旅立ちました。

どの顔もいきいきしており、そんな中に、自分もどけこんでいることが、うれしくて仕方ありませんでした。これが一生のうちで、これが

中国を訪問して



中国のシンボル天安門。城門の上に樓閣がそびえ立つ

天津に降り立ち、バスに乗って町並みを行く間、まず私の目に写ったことは、日本より20、30年文化の遅れがあると思っただことです。家は極寒及び酷暑に耐えられるレンガ造りに窓は小さく夜は熱帯夜に耐えている。各民家には明りは少なく、家の前の道に出て外燈の下で涼んでいる。

こういう目で訪問を続けていく中で、人民公社を訪ずれば、仕事をされている方たちと接し感じたことは、だれの顔にも精気が漲り、心の底には固いと思う気が進ばして

上手だから、可愛い見えたのはありません。何事にも辛抱することができず子供達のように見えてよけいにいらしたからです。

又自力更生をめざし、四つの近代化を目的として黙々と働いている労働者を見てみると、ただその姿に感動するばかりでした。同時に生活は貧乏な子供達の熱烈歓迎を受けながら、生まれて初めて、中国の上を踏みま

プロフィール

(写真上)

岡田満生君(23才)
 坊勢漁協の職員で、簿記、珠算は3級、スポーツ面でも中学時代には、バレーボール大会で優勝した才能選手。



(写真下)

中野隆一君(27才)
 県漁連の職員で、販売部に所属。学生時代は柔道クラブで活躍、怪力無双の好青年。



社の人々の笑顔、青年の笑顔、招待で話した人々の笑顔。たとえそれが人民政府からの命令により見せた笑顔であっても「ニハオ」としか話すことのできない私達に接する態度は本物のように思え、いまでも服装に強く浮かなくて。

船内においては、ある時ほほほしい部屋の中で夜更人まで酒を飲んだり、台風の中心ではみんながベッドの上で苦しんでいるのをよそに、ディスプレイでワイパーしたり。



万里の長城。全長6,000キロの大城壁で、今から2500年前の周朝末期から築かれた

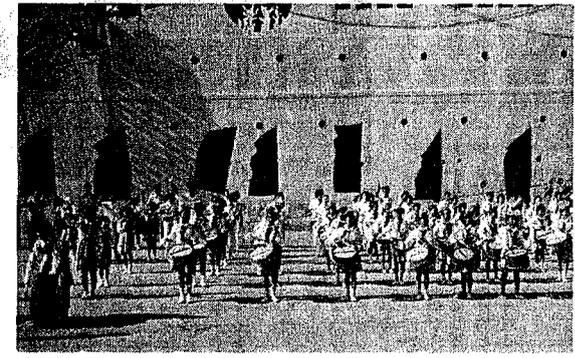
人として動くことにより、その中から友情を深め、人間のふれあいといったものを感じました。

中国の人達との出会い、船内での生活、十五日間と言われた時間の中でさまざまな出来事は私を感動させた。

いや感動する以上に何よりの御馳走を頂いた。い食べたいように満足でした。

青年として、又ひとり人間として、これから先、人生という長い旅をする訳ですが、洋大での体験を生かして、一日一日を充実した日々にしていこうと思ふ。

岡田満生



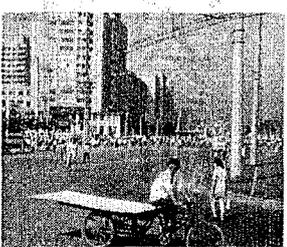
中国への第一歩、民族衣装もあざやかな子供達の歓迎を受ける

この大陸に住む10億の民が中国共産党に率いられて、近代化路線をまっしぐらに進んでいる。人が人を教え、人が人を率い

何年進んでいるか否という視点ではなく、国の存在そのものが全く違うという感じがしました。現在わが国では青年達の不可解な考えや行動のさばっているが、現在の中国を見てみると、うかうかとはしておれない。我々の将来を再度見つけ直さなければならぬと痛感した。

無錫において、大湖を中心として漁業関係をもつ人民公社が発達しており、大きな(体長35

兵庫県漁連
 中野 隆一



北京のメインストリート



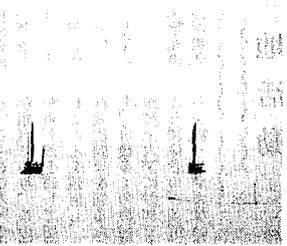
中国料理は世界No.1



北海動物園のパンダ



上海市長と記念植樹



太湖うかぶトロール船

これからの生活設計

老後の資金づくり

チョコーから年金へ

保障から老後資金の蓄積へ、四〇歳、五〇歳はその大きな分岐点といえます。子供...

Bコースの年金

この七月から新たに発足した漁業者老齢福祉共済(漁業者年金)に、一時掛金を払いこんで、原則として六〇歳、または六五歳から年金を受けられる制度があった。これを思い出して下さい。

保障から老後資金安定へ

四〇歳代、五〇歳代といえは、働きかけの新しい反面、家庭や漁船の新設、子供の教育や結婚、それこそいっくらお金があっても足りない時期といえる。しかも自身に万一のときの家族の生活保障を、ということになる。

老後の資金づくりも、できれば四〇歳代から、漁業者年金のAコース(加入時から定期的に掛金を払いこんで、原則として六〇歳、または六五歳から年金を受けられるコース)などを利用するが望ましい。...

「チョコー」「カサイ」「くらし」の内容がさらに充実!

チョコー

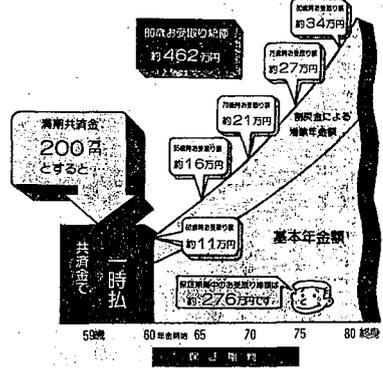
- 年齢満期制の導入
55・59・64歳の年齢に合わせた満期を選び、満期共済金を漁業者年金一時払に結びつけ、年金額を大幅にアップすることができます。
○チョコーあすなる(こども共済)の新設
子供を被共済者とし、お子さんの保障のほか、契約者(親)の万が一の場合にも養育費用年金をお支払いする子供さんのためのチョコーです。
○割戻金据置特約の新設など

カサイ

- 引受限度を建物5,000万円、収容品2,000万円に引上げ。
※構造別倍率も同時に引上げ。
○残存物取付け費用共済金の構内限度を廃止し、建物・収容品ともに火災共済金の6%をお支払い。
○臨時費用共済金の支払率を20%に引上げ、支払限度額は住宅・一般物件ともに100万円。
○損害防止費用の支払いなど。

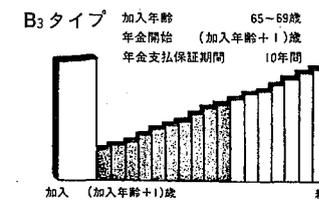
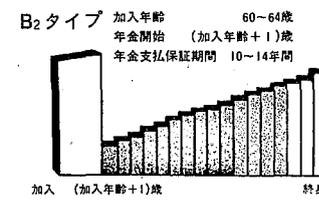
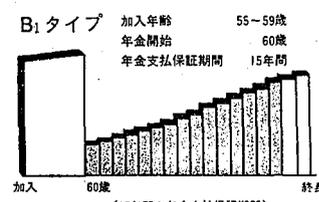
くらし

- 引受限度を建物2,000万円、収容品1,000万円に引上げ。
○引受対象の拡大により、併用住宅も加入可能。
○風水害・雪害・地震共済金の支払限度の引上げ。
○残存物取付け費用共済金の構内限度を廃止し、建物・収容品ともに火災共済金の6%をお支払い。
○失火見舞費用共済金の新設など。



を、よりスムーズに行えるように十月から、チョコーが改正され、新たに「チョコー」の「年齢満期」に制度が充実することになりました。この年齢満期制度は、チョコーの満期のいずれかに揃えて、満期共済金を漁業者年金の一時払や退職金などに利用しやすいものです。

たとえば貴方が四三歳で、チョコーの五九歳満期加入された場合、満期共済金二〇〇万円に加入したとすれば、チョコー



年金への切替え例

さて、このチョコーの満期共済金二〇〇万円を、一時払いして漁業者年金のB1タイプに加入した場合をみてみましょう。

そしてこの場合は、保証期間が一年ついでに、証書から、万一保証期間中に加入者本人が亡くなっても遺族の方に年金が支払われて、その総額は約二七六万円となるのです。

チョコーから漁業者年金への切りかえには、このチョコーの年齢満期を利用されるほか、これまでと同じ定期満期のチョコーに加入して、その満期金を漁業者年金に臨時払いして年金額を増やす方法もあります。これは加入時から定期的に掛金を払い込んでおく漁業者年金Aコースの利用です。

Advertisement for Yanmar Diesel engines. Features: 余裕の出力、曳き力抜群! (Generous output, excellent pulling power). Model 3EH15 (15HP/1440rpm). Contact: Yanmar Diesel Co., Ltd.

Advertisement for Iisuzu Marine Engines. Features: 高速への挑戦! (Challenge to high speed!). Model UM06BB1B. Contact: Iisuzu Motor Co., Ltd.

漁協一代(その十二) 作花英治

大連難記 ⑤
 (郷土巨馬ノ漁船遭難)
 者ニ対シ同郷諸君ノ
 御同情ニ謝ラフ

去ル二月四日午後四時
 頃突如トシテ日本海々々
 二颯来セシ未開ノ大暴風
 ハ更ニ猛吹雪ヲ加ヘ為ニ
 天日暗ク旋風隨所ニ起リ
 山ナク激浪暴ニ凌波シ極
 ム 折朽漁船中ノ但馬地
 方多数漁船ノ内 城崎郡
 港村 長幸丸外三隻 同
 郡口佐津村 日進丸外四
 隻 同郡香住町 第三開
 進丸ノ十隻ハ避難ニ全方
 ヲ尽シタルモ哀シ海賊ノ
 襲撃スル所トナリ遂ニ難
 破遭シ 乗組員七十三名
 ハ船体ト共ニ海底ノ蕪海
 ト化ス 実ニ諸行無常生
 者必滅ハ世ノ習ト大悲
 事ニ近テ来稀有ノ一大悲
 事ニシテ 悲報ハ更ニ悲
 報ヲ伝フ 而シテ遭難者
 ノ家族中ニハ病弱ノ老父
 ト母ナキ数人ノ幼児ノミ
 トナリタルアリ 数人ノ
 幼児ヲ抱キ哀哭悲愁ニ暮
 ルル妻女アリ 殆ソドス
 クシテ一家ノ中堅ヲ失ヒ
 一朝ニシテ絶望遊蕩シタ



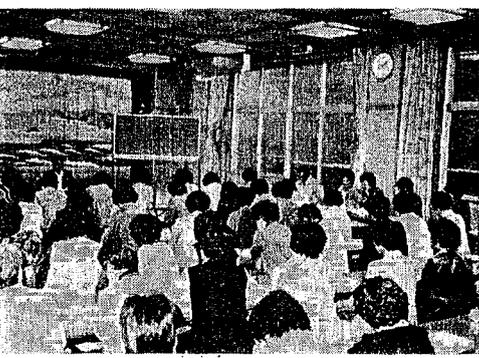
年月日	天気	最高気温(℃)	最低気温(℃)	湿度(%)	風向	風速(メートル)	雲量	降水量(ミリ)	日照時間(分)
昭和十一年二月四日	暴風	10.0	2.0	85	北西	15	100	15.0	0
昭和十一年二月五日	晴	12.0	5.0	75	北	10	10	0.5	120
昭和十一年二月六日	晴	15.0	8.0	70	北	10	10	0.2	150
昭和十一年二月七日	晴	18.0	10.0	65	北	10	10	0.1	180
昭和十一年二月八日	晴	20.0	12.0	60	北	10	10	0.1	200
昭和十一年二月九日	晴	22.0	14.0	55	北	10	10	0.1	220
昭和十一年二月十日	晴	25.0	16.0	50	北	10	10	0.1	240
昭和十一年二月十一日	晴	28.0	18.0	45	北	10	10	0.1	260
昭和十一年二月十二日	晴	30.0	20.0	40	北	10	10	0.1	280
昭和十一年二月十三日	晴	32.0	22.0	35	北	10	10	0.1	300
昭和十一年二月十四日	晴	35.0	24.0	30	北	10	10	0.1	320
昭和十一年二月十五日	晴	38.0	26.0	25	北	10	10	0.1	340
昭和十一年二月十六日	晴	40.0	28.0	20	北	10	10	0.1	360
昭和十一年二月十七日	晴	42.0	30.0	15	北	10	10	0.1	380
昭和十一年二月十八日	晴	45.0	32.0	10	北	10	10	0.1	400
昭和十一年二月十九日	晴	48.0	34.0	5	北	10	10	0.1	420
昭和十一年二月二十日	晴	50.0	36.0	0	北	10	10	0.1	440
昭和十一年二月二十一日	晴	52.0	38.0	0	北	10	10	0.1	460
昭和十一年二月二十二日	晴	55.0	40.0	0	北	10	10	0.1	480
昭和十一年二月二十三日	晴	58.0	42.0	0	北	10	10	0.1	500
昭和十一年二月二十四日	晴	60.0	44.0	0	北	10	10	0.1	520
昭和十一年二月二十五日	晴	62.0	46.0	0	北	10	10	0.1	540
昭和十一年二月二十六日	晴	65.0	48.0	0	北	10	10	0.1	560
昭和十一年二月二十七日	晴	68.0	50.0	0	北	10	10	0.1	580
昭和十一年二月二十八日	晴	70.0	52.0	0	北	10	10	0.1	600
昭和十一年二月二十九日	晴	72.0	54.0	0	北	10	10	0.1	620
昭和十一年二月三十日	晴	75.0	56.0	0	北	10	10	0.1	640
昭和十一年二月三十一日	晴	78.0	58.0	0	北	10	10	0.1	660

昭和十一年二月四日午前6時の天気図

二月三日ノ天気概況ハ
 平常ニ 二月一日山東半
 島附近ニ少シ許リノ低気
 圧ガ有リ 余リ気ニナラ
 ナイ程度デアツタガ 同
 低気圧ハ三日南東海ニ
 進出シ七六二ミリメー
 ルノ未ダ影ノ薄イモノデ
 ニシテ海上ノ波浪ノ必要
 ニ注意シ無線設備ノ利用
 ヲ怠ラヌ事ガ肝要デア
 報ガ出テカラ六時間モア
 ツタノヲ避難ハ可能デア

注 右該船は当該協議に
 組合関係者として出席し
 大船長技術員が要旨筆記
 をしたもので、修繕上ノ
 修正は一部は原を由表に
 再現した。切角の所長の
 談話であるが、無線通信
 設備は沿海州沖合操業
 を許した船中のホンの
 四、五隻に過ぎず、口
 佐津村漁協には当時沿海
 州を許されていた船は
 四隻あったが、無線設備
 は無かった。まして内地
 操業許可船はラジオさえ
 装備せず、仮に無線設備
 船が気象情報(現在の警
 報)を受信したとしても
 沖合で他船に伝達する方
 法がなかった。又一般に
 気象情報のレベルは極め
 て幼稚で、口佐津村五隻
 はほとんど低気圧に近
 づく恰好で、西郷港口を
 間近に控えた位置で遭難
 したのであるが、たとえ
 低気圧の中心から遠ざか
 る暴風避航法を知ってい
 たとしても、港口を目前
 にして其処から逃がかる
 ことなど到底できなかつ
 たであろう。測候所長も
 南風の後北風に変る云々
 と語っているが、西郷地

方 漁師は「命取りの落
 北」と昔から言われてい
 る旨但馬の漁師に話して
 いることを筆者は又聞
 きた。
 この大遭難があつて県
 は補助金を出して沿海州
 許可船には無線設備を内
 地許可船にはラジオを装
 備させ、昭和十一年九月
 の底曳漁期始めには但馬
 の底曳全船に気象情報受
 信設備が普及した(底曳
 船に電灯設備が行き渡つ
 たのが昭和九年)
 二月四日午前六時の気
 象図
 別図の通り



津居山環境センターにおける交歓風景

「組織活動の推進」をテーマに
 丸山漁協婦人部六十余名
 津居山港漁協婦人部を訪問
 活発な交歓を行う!!
 去る十月二十三日、丸
 山漁協婦人部(部長柴田
 みちよ、部員数九十四
 名)が津居山港漁協婦人
 部を訪問し、視察研修を
 行いました。
 研修会に参加したの
 は、丸山漁協は六十六名、
 津居山港漁協は十三名、
 両漁協の組合長を助言者
 として、共済等の推進、日用

に、和気あいあいのム
 ドの中で意見交かんが進
 められました。
 テーマは当然、婦人部
 活動、質問の多くは組織
 のあり方とか運営方法に
 集中された。
 津居山港は、55年度の
 事業報告書に基づき、貯
 蓄、共済等の推進、日用

△系統団体の動き▽10月

二日	金融団体連絡協 議会(信漁連)
三日	日本海すわいか 特別委員会
五日	日本海西部漁連 会長会議
六日	専務参事会議 日本栽培漁業協 会総総
八日	但馬海区漁調委 会 瀬戸内海区漁調 委
九日	漁業者老今年金 協議会
十一日	漁協婦人部幹部 研修会
十三日	基金協会監事会 研修会
十五日	漁青連役員会 中国四島のブ ロ会議
十六日	内海漁保監事会 但馬海区漁調委 瀬戸内海区漁調 委
十九日	監事会(興漁連)
二十日	職員推進委員会

早く検査を受けよう

小型漁船の船舶検査

船舶は、気象・海象に
 よる特別な危険にさらさ
 れることが多く、これが
 海難事故の発生原因とな
 ることが多い。最近五年
 の間に、年間八〇〇件に
 達し、この中には、人命
 が失われるような事故も
 含まれている。このよう
 な事故を防止するため、船
 舶安全法では、本邦の海
 岸から一カイリを超え、
 水域において操業する
 小型漁船について、これ
 まで段階的に検査を行っ
 てきたが、昭和五十五
 年三月三十一日以前に
 建造された現存の小型漁
 船については昭和五十七
 年三月三十一日まで、一
 次検査の地方支庁、支所

日以後に建造された小型
 漁船は、使用開始前に船
 舶検査を受けなければな
 りません。
 これらの小型漁船が船
 舶検査を受けていない陽
 和五十七年四月一日以降
 に航行した場合は、船舶所
 有者はなるべく早く検査
 を受けよう。検査の手続き
 は、法違反となり、一年以
 下の懲役又は三〇万円以
 下の罰金に処せられます
 ので、ご注意ください。

また船舶検査を受けて
 いない小型漁船が、陽和
 五十七年四月一日以降に
 航行した場合は、船舶所
 有者はなるべく早く検査
 を受けよう。検査の手続き
 は、法違反となり、一年以
 下の懲役又は三〇万円以
 下の罰金に処せられます
 ので、ご注意ください。

検査の手続きは、日本小
 型漁船検査機構の本部、
 支所、支所、分室にお問
 い合せください。

はねられ災害の防止

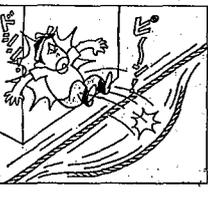
- ① ロープやワイヤをまくときは、その
 安全使用力や使用年数を考慮し、無理
 なまき方をしないこと。
- ② 張っているロープやワイヤの上をまた
 がらないこと。
- ③ ストップブロッカー、リーディング
 ロールを使って、ロープなどを巻いて
 いるときは、その巻取部の内側に入ら
 ないこと。

漁船員安全シリーズ

船外との通行・昇降時
 1. げんぱん梯
 ① げんぱん梯本体はひび、ゆ
 がみ、異常な曲りはない
 か。
 ② ステップの滑り止めは
 よいか。
 ③ 船体との取付部に異常
 はないか。
 ④ げんぱん梯ホルに異常は
 ないか。
 ⑤ ブロック、ローラ、ア
 イム、ダビットは円滑に
 回転するか。
 ⑥ テール、シャックル
 フォームに破損、摩耗、変
 形はないか。
 ⑦ シャックル、ピンには
 脆弱防止(割ピン、シー
 シング、ワイヤなど)を
 施してあるか。
 ⑧ 駆動装置がある場合
 換気装置の作動、特にブ
 レーキのききはどうか。
 ⑨ 使用場所により長さは
 十分か。
 ⑩ ライフ・ネットを張る
 2. 歩み板
 岸壁並びに船と船相互
 間の通行に欠かせないの
 が歩み板で、船員が常時
 利用するにも、船員が常時
 ず、歩み板に対する安全
 意識は一般に低く、多く
 の転落事故の発生をみて
 (1) 良好な現状では、
 板幅は四〇〇mm以上で
 高さ九〇mmの手すり
 と、踏み板が備わった考
 化していないもの。
 (2) 正しい使用法

① 甲板に障害物のある
 所に、スカッパーが風上
 になる場所にはさけるこ
 と。
 ② 夜間には十分な照明を行
 うこと。
 ③ 格納場所は高温、高湿
 通風の悪い所は不適であ
 る。

① 歩み板の片端(船体側)
 を確実に船体に固縛する
 こと。
 ② 手すりのマンロープを
 たるませないこと。
 ③ 物を持っても片手
 は必ずロープに手をかけ
 ること。
 ④ 周囲の状況変化にとも
 ない、歩み板がはずれた
 り、歩行困難にならない
 ようにかけること。
 3. ジャコブス・ラダ
 (1) 点検
 ① ロープに摩耗、著しい
 ねじれ、変化はないか。
 ② ステップやねじ止め
 棒に著しいひび、汚れ、
 損傷はないか。
 ③ 引き揚げ索はついでい
 るか。
 ④ 使用場所により長さは
 十分か。
 ⑤ 使用・保管



① 歩み板の片端(船体側)
 を確実に船体に固縛する
 こと。
 ② 手すりのマンロープを
 たるませないこと。
 ③ 物を持っても片手
 は必ずロープに手をかけ
 ること。
 ④ 周囲の状況変化にとも
 ない、歩み板がはずれた
 り、歩行困難にならない
 ようにかけること。
 3. ジャコブス・ラダ
 (1) 点検
 ① ロープに摩耗、著しい
 ねじれ、変化はないか。
 ② ステップやねじ止め
 棒に著しいひび、汚れ、
 損傷はないか。
 ③ 引き揚げ索はついでい
 るか。
 ④ 使用場所により長さは
 十分か。
 ⑤ 使用・保管